

⑧ 共同生活のルール

これからのほとんどの住宅が、鉄筋コンクリート構造となり、だんだんと高層化されてきます。アパートには、好みも考え方も違う色々な人が生活しておられます。周囲の人に迷惑をかけないように、お互いに助け合い、思いやりのある生活をする必要があります。快適な生活ができるよう、常識的なことですが、各自が被害を受けた身になって注意を払い、住みよい団地を築きましょう。

○環境の整備

住宅内外の清掃や樹木類の愛護、ごみ、排水、側溝などの処理にも気をつけて環境を美しくしましょう。

○騒音の防止

テレビ、ラジオ、楽器演奏の音をむやみに大きくしたり、大声を発したり、深夜の物音（下駄・サンダルの足音、エアコンの音、自動車・単車の空吹かしなど）、その他騒音となるような迷惑行為は十分注意してください。迷惑行為は、住宅の明渡請求等の要因になる場合もあります。

○ペットの飼育禁止

犬・猫・鳩・鶏等の飼育は近隣へ悪臭を放ったり、危険・騒音等で他人に迷惑をかけることとなりますので、禁止しています。また、無責任な餌やりはやめましょう。迷惑行為は、住宅の明渡請求等の要因になる場合もあります。



○共同部分の独占禁止

住宅の周囲・道路・入口・踊り場・階段・廊下などの共用部分は、日ごろから整理整頓し、自転車や乳母車を置いて独占したり、他人に不快な気持ちをいだかせないように心掛けましょう。また、災害時の避難に支障がないよう、物をおかないようにしてください。

○自治会への入会

自治会は、入居者の親睦と福祉を目的として結成されています。各種の親睦行事・広報伝達活動・子ども会への援助・防犯・共益費の管理等重要な役割を果たしていますので入会してください。

○共益費の納入や共同作業

共益費として、住みよい環境を維持するため、外灯・階段灯の電気料や電球の取替・共同水道の水道料金等があり、これらは自治会で取り扱われています。一人でも共益費を納めなかったり共同作業に参加しなかったりすると、全体がその負担をうけることになります。共同生活のマナーとして、全体に迷惑のかからないよう心掛けてください。